

事務連絡  
令和3年11月30日

各〔都道府県  
保健所設置市  
特別区〕衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

### 新型コロナウイルス感染症（変異株）に係る健康観察について

地域保健行政の推進につきましては、日頃より御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本日、海外から空港に到着した乗客で、検疫により確認された新型コロナウイルス無症状病原体保有者1名の検体について、国立感染症研究所でゲノム解析を実施したところ、オミクロン株であることが確認されました。

これを受けて、当該者と同じ航空機で入国された方70名については、「B. 1. 1. 529系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等に係る入退院及び航空機内における濃厚接触者の取扱いについて」（令和3年11月30日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）のⅡでお示ししたとおり、濃厚接触者と同じ対応とし、当該者の居住地の管轄保健所（滞在場所が居住地と異なる場合は、滞在先の管轄保健所）において、健康観察が遺漏なく実施できるよう改めてご確認の上、ご対応をお願いします。

検査については、速やかに陽性者を把握する観点から、2日に1回を目安に実施していただくよう、ご対応をお願いいたします。

都道府県、保健所設置市及び特別区におかれましては、この点についてご了知の上、以上の業務を保健所において適切に実施できるよう、体制整備に努めていただきますようお願いいたします。

[担当] 新型コロナウイルス感染症対策推進本部  
保健班 守川・近藤  
TEL 03-5253-1111（内線 2391/2392）  
03-3595-2190（夜間直通）